



－記者発表資料－

平成23年10月 6日

四国地方整備局

## 二段階選抜方式の試行（工事概要）について

二段階選抜方式については、入札・契約制度において、工事の品質の確保を図るとともに、競争参加者及び発注者双方の事務量の軽減、並びに発注者側の技術審査に要する期間の短縮を目的として試行するものです。

本試行は、昨年度、一般競争・総合評価落札方式において、鋼橋上部工事2件を行ったところですが、本年度は、広く競争参加者を募ったうえで、総合評価における技術者評価及び企業評価の評価点合計が上位の10者を一次審査として指名するとともに技術提案を求め、総合評価落札方式にて落札者を決定するものです。

また、本方式は、「建設産業の再生と発展のための方策2011（H23.6.23国土交通省建設産業戦略会議）」の施策の一環として、落札決定の効率化（段階選抜方式）を推進するため、試行するものです。

### 【試行工事の概要】

- ・工事名 平成23－24年度 <sup>やまとぼし</sup>大和橋上部工事（県道長浜保内線）
- ・工事場所 <sup>えひめけん おおずしながはまちようやまと じよろまつ</sup>愛媛県大洲市長浜町大和から上老松
- ・工事概要 愛媛県の肱川の改修事業の築堤事業とあわせて、桁下高及び径間長不足であった旧大和橋（昭和10年完成）を架け替えるものです。  
・上部工形式 鋼5径間連続非合成2主1桁橋（L＝202.5m）
- ・公告日 平成23年10月6日（開札：平成24年1月12日予定）

### 【今回試行する方式】

○加算点 60点【標準型（I型）】

- ・技術提案（40点）＋技術者評価、企業評価（20点）＝60点

#### ＜入札参加者を指名する基準（一次審査）＞

○入札参加者に要求される資格及び同種工事の実績等の要件を満たす者のうち、総合評価項目の技術者評価及び企業評価の評価点合計の上位10社までに含まれた者に対して、技術提案書の提出要請を行います。

#### ＜技術提案書が適正であること（二次審査）＞

○技術提案書を提出した者のうち、技術提案書が適正でないと認められる場合は指名を取り消します。

#### ＜落札予定者の決定＞

○技術提案の評価、一次審査時に評価した技術者評価及び企業評価、施工体制評価点及び価格により総合評価落札方式を行い、落札予定者を決定します。

＜問合せ先＞ 国土交通省 四国地方整備局 TEL：(087)851-8061

技術開発調整官 藤山 究 (内線3120)

技術管理課長 石田 和敏 (内線3311)

技術管理課長補佐 門田 隆志 (内線3314)

# 二段階選抜方式の試行

◆二段階選抜方式は、広く競争参加者を募ったうえで、総合評価における技術者評価及び企業評価における評価点が上位の10者に対し、指名（一次審査）するとともに技術提案を求め、総合評価落札方式にて落札者を決定するものです。

◆指名した競争参加者が、より優れた技術提案を提出することで、工事の品質の確保を図るとともに、競争参加者及び発注者双方の事務量の軽減、並びに発注者側の技術審査に要する期間の短縮を目的に試行を行う。

手続開始の公示・入札説明書交付

↓ 10日程度

簡易型評価項目の提出

**一次審査**  
(評価点合計の上位  
10社を指名)

指名・非指名の通知  
技術提案書の提出要請

↓ 20日程度

技術提案書の提出

技術提案が適正か否  
かの確認及び評価

指名の取り消し

技術提案が適正でない  
と認められる場合は指名を  
取り消す

入札・開札

1次審査時に提出のあった簡  
易型評価項目と技術提案を  
あわせ加算点を算出。

施工体制確認

落札者の決定

## 【簡易型評価項目】

技術者評価・企業評価 判定結果																
技術者評価					企業評価								評価点合計 ①+②	加算点 (小数位1桁 (2位四捨五入)) ①+②に対する相対評価換算 (有)無		
配置予定技術者評価					基本企業評価					その他企業評価						
C	P	D	同種類似工事の 施工経験	優 良 技 術 者 表 彰	小計 ①	施工実績等評価		地域精進度・地域貢献度・社会性			地理的 条件 評価	小計	小計 ②	小計 ②		
						工 事 成 績	工 事 に 係 る 表 彰	近 隣 地 域 で の 施 工 実 績	地 域 貢 献 に 係 る 表 彰	事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為 等 に 対 する 評 価					鋼 橋 等 製 作 工 場 の 体 制	
5	5	30	5		45	30	5	5	15	-30	55	5	5	60	105	20点

+

技術提案		
VEIに値する提案		加算点
20	20	

= 加算点満点  
60点

・本試行は、公募型指名競争入札として、評価点上位10社を指名。

# 二段階選抜方式の試行

## ～手続開始の公示及び入札説明書 要約版～

※実際の手続開始の公示の記載は、公募型指名競争入札に係る手続開始の公示(建設工事)を参照ください。

### 【工事の実施形態】

本工事は、総合評価における技術提案以外の配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等について記述した入札参加者に要求される資格等の申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加者に要求される資格等の資料(以下「資料」という。)を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り、技術提案の提出を求める二段階選抜方式の試行工事である。

### 【一次審査】

#### ＜入札参加者に要求される資格＞

次に掲げる資格、基準を満たす者を指名し、指名された者のうち、技術提案が適正である者について、入札への参加を認める。

- ◆ 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ◆ 四国地方整備局における平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格の内、「鋼橋上部工事」の「A等級」に認定されている者であること、かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。
- ◆ 平成8年度以降に元請けとして、条件を満足する同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること。
- ◆ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ・平成8年度以降に、元請けとして同種工事の架設作業に係る経験を有する者であること。
  - ・配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
  - ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ◆ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ◆ 建設業法の鋼構造物工事の許可を有する者であること。
- ◆ 四国地方整備局(港湾空港関係を除く。)において、元請けとして平成21年4月1日以降に完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去2年度間連続で60点未満でないこと。

# 二段階選抜方式の試行

## ＜入札参加者を指名する基準＞

入札参加者に要求される資格要件を満たす者のうち、総合評価における技術者評価及び企業評価の評価点合計の上位10者までに含まれる者であること。なお、10者目の評価点合計が複数者存在する場合は、その全ての者を含むものとする。

ただし、入札参加者に要求される資格要件を満たす者の数が10に満たない場合は、満たす者全てを指名するものとする。

## 【二次審査】

入札参加者に要求される資格を有し、かつ、入札参加者を指名する基準を満足して、指名された者で、提出した技術提案書が適正であること。

## 【落札者の決定方法】

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 標準点
  - ・ ①の要件を満たす入札を行ったものに対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。
- ③ 加算点及び施工体制評価点
  - ・ 技術提案については、各技術提案を総合的にA・B・C・D・Eで評価し、それぞれAを20点、Bを15点、Cを10点、Dを5点、Eを0点として加算点を与える。
  - ・ 技術者評価及び企業評価については、各項目の評価点の合計点の最大の者に20点、その他のものは按分して加算点を与える。
  - ・ 施工体制評価については、品質確保の実効性及び施工体制確保の确实性について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を5点、可を0点、とし施工体制評価点を与える。
- ④ 上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値(評価値)の最も高い者を落札者とする。

## 公募型指名競争入札方式に係る手続開始の公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年10月6日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 川崎 正彦

### 1 工事概要

- (1) 工 事 名 平成23－24年度 大和橋上部工事
- (2) 工事場所 自 愛媛県大洲市長浜町大和  
至 愛媛県大洲市長浜町上老松
- (3) 工事内容 工事延長 L = 202.5 m  
橋 長 L = 202.5 m  
上部工形式 鋼5径間連続非合成2主I桁橋（合成床版）
- (4) 工 期 平成25年3月29日まで。
- (5) 使用する主要な資機材 鋼材 約406 t
- (6) 工事の実施形態
  - 1) 本工事は、入札時に技術提案等（「合成床版の床版コンクリートにおける品質向上に配慮した技術提案」及び「鋼橋の製作時における品質向上に配慮した技術提案」、配置予定技術者の工事経験等、企業の施工実績等）の技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。
  - 2) 本工事は、総合評価における技術提案以外の配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等について記述した入札参加者に要求される資格等の申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加者に要求される資格等の資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り、技術提案の提出を求める二段階選抜方式の試行工事である。
  - 3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。
  - 4) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準が設定されている工事（予定価格が1000万円を超える工事）に限る。

5) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

6) 本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

(7) 本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

(8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

## 2 入札参加者に要求される資格及び指名する基準

次の(1)に掲げる資格、基準を満たす者を指名し、指名された者のうち、(2)に掲げる要件を満たす者について、入札への参加を認める。

### (1) 一次審査

#### 1) 入札参加者に要求される資格

総合評価における技術提案以外の配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等について記述した申請書及び資料を提出した者で、次の1. から11. までの要件を満たす者であること。

1. 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
2. 四国地方整備局における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の内、「鋼橋上部工事」の「A等級」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。
3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2. の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
4. 平成8年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社が平成8年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の製作及び架設の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

また、製作と架設が別契約の場合は、合わせて1件の工事とみなす。

(ア) 道路橋（A活荷重又はB活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交

通は除く) であること。

(イ) 橋梁形式が単純鈹桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈹桁橋は施工実績として良い。

(ウ) 架設工法が下記の工法以外の工法であること。

- ・トラッククレーン工法
- ・トラッククレーンステーキング工法 (クローラクレーン含む)

ただし、上記 (ア) から (ウ) は同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

5. 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下、「配置予定技術者」という。)を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間としては、現地での架設工事の作業期間とし、平成24年10月上旬から平成25年3月下旬を予定している。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 平成8年度以降に、元請けとして同種工事(上記4.に掲げる工事)の架設作業に係る経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が平成8年度以降に元請けとして同種工事(上記4.に掲げる工事)の架設作業に係る経験を有していること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

(ウ) 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(エ) 配置予定技術者は、建設業法第7条第2項及び第15条第2項に定められた技術者(営業所専任技術者)でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

(オ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

6. 申請書及び資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

7. 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

8. 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

9. 建設業法の鋼構造物工事の許可を有する者であること。
10. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
11. 四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして平成21年4月1日以降に完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去2年度間連続で60点未満でないこと。

## 2) 入札参加者を指名する基準

(1)1)1. から11. までの要件を満たす者のうち、3 (1)2)及び3)の評価点合計の上位10者までに含まれる者であること。なお、10者目の評価点合計が複数者存在する場合は、その全ての者を含むものとする。

ただし、(1)1)1. から11. までの要件を満たす者の数が10に満たない場合は、満たす者全てを指名するものとする。

評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

## (2) 二次審査

発注者から上記(1)1)に掲げる資格を有し、かつ、(1)2)の基準を満足して、指名された者で、4 (4)の期間内に提出した技術提案書が適正であること。

## 3 総合評価落札方式に関する事項

### (1) 評価項目及び評価の着目点

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

#### 1) 技術提案評価

1. 合成床版の床版コンクリートにおける品質向上に配慮した技術提案
  2. 鋼橋の製作時における品質向上に配慮した技術提案
- 上記 1. 2. に関する技術提案について評価する。

#### 2) 技術者評価

##### 1. 配置予定技術者の評価

- ・CPD（継続教育）、同種の施工経験、施工経験の工事成績、優良技術者表彰について評価する。

#### 3) 企業評価

##### 1. 基本企業評価

###### イ. 施工実績の評価

- ・工事成績、工事に係る表彰について評価する。

###### ロ. 地域精通度・地域貢献度・社会性の評価

- ・近隣地域の施工実績、地域貢献に係る表彰等、事故及び不誠実な行為をした実績について評価する。



## 2. その他企業評価

四国管内の製作工場の有無について評価する。

### 4) 施工体制評価

#### 1. 品質確保の実効性

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

#### 2. 施工体制確保の確実性

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

## (2) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

### 2) 標準点

・1)の要件を満たす入札を行ったものに対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。

### 3) 加算点及び施工体制評価点

・(1)1)1. 及び2. については、各技術提案を総合的にA・B・C・D・Eで評価し、それぞれAを20点、Bを15点、Cを10点、Dを5点、Eを0点として加算点を与える。

・(1)2)及び3)については、各項目の評価点の合計点の最大の者に20点、その他のものは按分して加算点を与える。

・(1)4)については、1. 及び2. について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を5点、可を0点、とし施工体制評価点を与える。

各評価項目の評価基準、評価点等詳細については、入札説明書による。

4) 上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

### 5) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値(評価値、基準評価値)は小数点第4位(5位切り捨て)と

する。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

6) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 技術提案に基づく施工

実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 四国地方整備局 総務部 契約課  
契約係長 細木 富夫 電話087-851-8061(内線2526)

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成23年10月7日から平成24年1月10日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

一次審査に係る申請書及び資料は、平成23年10月8日から平成23年10月18日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成23年10月8日から平成23年10月18日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に上記4(1)に直接持参すること。

(4) 一次審査に係る指名、非指名通知及び技術提案書の要請

2(1)1)及び2)に掲げる入札参加者に要求される資格及び指名するための基準に係る確認は、当該申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、一次審査にて指名した旨及び技術提案書の提出の要請を平成23年11月1日までに通知する。

また、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名通知」という。)を平成23年11月1日までに通知する。

技術提案書の提出を要請された者は、通知の翌日から平成23年11月24日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に上記4(1)に技術提案書を持参又は郵送(書留郵便に限る。期限内必着。)すること。なお、電送による提出は受け付けない。

(5) 技術提案の採否の通知及び二次審査に係る指名の取り消しの通知

技術提案書に係る確認は、上記(4)により技術提案書を提出した者について、2(2)の要件において審査し、要件を満足する者に対しては、3(1)1に係る技術提案評価を行い、その採否を平成23年12月20日までに通知する。また、要件を満足しない者に対しては、指名の取り消しを平成23年12月20日までに通知する。ただし、2(2)の要件を満足せず指名を取り消された者は、技術提案の採否については通知しない。

なお、期限までに技術提案書を提出しない者並びに指名を取り消された者は、本入札に参加することができない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成24年1月10日午後2時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は平成24年1月10日午後2時までに四国地方整備局契約課に持参すること。(郵送による提出は認めない。)

開札は、平成24年1月12日午前10時 四国地方整備局入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行高松支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行高松支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 四国地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払いを選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(4) 入札の無効 本公示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約締結後の技術提案 工事請負契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案を適正と認めた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による(契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式。)

(6) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の

専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (7) 専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリング等を行う場合がある。
- (11) 施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (13) 本工事においては、公表している「四国地方整備局工事請負業者選定事務処理要領第16条（指名基準）」、「指名基準の運用基準」、「技術審査基準」によらないものとする。
- (14) 詳細は入札説明書による。